

令和7年度「近畿2府4県不正軽油追放強調月間」を実施します

近畿2府4県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）では、毎年10月を「近畿2府4県不正軽油追放強調月間」と定め、各府県が一斉に石油製品の販売業者及び運送業者等の軽油使用者から軽油等の見本品の抜取調査を集中的に実施することによって、環境汚染の原因となる不正軽油を追放するとともに、軽油引取税の適正な課税の推進と脱税の防止を図っています。

なお、全都道府県が同一日に実施する「全国一斉路上軽油抜取調査」にも同月間の取組みの一環として参加します。

◆実施期間：令和7年（2025年）10月1日（水）から31日（金）まで

◆実施内容：事業所抜取調査及び路上抜取調査

◆資料：近畿2府4県統一チラシ

（連絡先）

総務部 総務管理局 税務課
課税指導班

担当：坂田、木瀬

電話：073-441-2182（内線 2179）